

綾部市公報

番 号 第 7 2 2 号
発行日 令和 4 年 8 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- 綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正
(選挙管理委員会)・・・1
 - 綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正
(選挙管理委員会)・・・2
 - 綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正
(選挙管理委員会)・・・3
 - 綾部市市税条例等の一部改正
(税務課)・・・4
 - 綾部市営住宅設置及び管理条例の一部改正
(建築課)・・・8
 - 綾部市まちづくり条例の一部改正
(都市計画課)・・・9
- ### ○規 則
- 綾部市会計規則の一部改正
(会計課)・・・10
- ### ○告 示
- 令和 4 年 6 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領の公表
(財政課)・・・11
 - 綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要綱の制定
(農政課)・・・12

- 令和 4 年度綾部市総合教育会議招集告示
(学校教育課)・・・17
 - 市道路線区域変更告示
(建設課)・・・18
 - 市道路線供用開始告示
(建設課)・・・19
 - 綾部市国民健康保険被保険者証無効告示
(市民・国保課)・・・20
 - 地縁団体変更告示(馬場自治会)
(市民協働課)・・・21
 - 綾部市定住促進事業費補助金交付要綱の制定
(定住・地域政策課)・・・22
- ### ○公 告
- 綾部市立病院桜が丘寮外部リフレッシュ工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・31
 - 公共下水道舗装復旧(4-1)工事及び公共下水道関連舗装復旧(4-1)工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・41
 - 市道味方平線改良工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・52
 - 以久田ポンプ室擁壁改修工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・62
 - 公示送達
(税務課)・・・72
 - 公示送達
(税務課)・・・73
 - (仮称) 駅北複合施設整備工事(建築本体工事)公募型指

名競争入札について (監理課) . . . 74	・ 令和4年度第4回(7月)綾部市教育委員会会議招集告示 . . . 181
・ (仮称) 駅北複合施設整備工事(電気設備工事)公募型指名競争入札について (監理課) . . . 89	・ 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正 . . . 189
・ 奥上林公民館原子力災害対策施設整備工事条件付一般競争入札について (監理課) . . . 103	○教育長訓令甲
・ I・Tビルトイレ改修工事条件付一般競争入札(取り抜け方式)について (監理課) . . . 113	・ 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正 . . . 190
・ 村おこし研修館改修工事条件付一般競争入札(取り抜け方式)について (監理課) . . . 123	○選挙管理委員会告示
・ 市道綾部工業団地線舗装工事その2条件付一般競争入札について (監理課) . . . 133	・ 令和4年8月28日執行予定の綾部市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間 . . . 191
・ 公示送達 (税務課) . . . 143	
・ 市有財産(土地)の売却一般競争入札について (監理課) . . . 144	
・ 綾部市営住宅の入居者募集公告 (建築課) . . . 163	
・ 綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表 (下水道課) . . . 179	
・ 令和4年度綾部市功労者表彰について (秘書広報課) . . . 180	
○教育委員会告示	
・ 綾部市給食費高騰対策補助金交付要綱の制定	

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月4日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第19号

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年綾部市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月4日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第20号

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年綾部市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月4日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第21号

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（令和3年綾部市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

綾部市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月4日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第22号

綾部市市税条例等の一部を改正する条例

(綾部市市税条例の一部改正)

第1条 綾部市市税条例(昭和37年綾部市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第17条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第17条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第23条の3第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の府民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税」に改める。

第26条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第27条第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第27条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)

の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事

業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第27条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第42条の1に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第42条の6中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第62条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第62条の3中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第8条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第21条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第22条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第25条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第25条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第25条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第29条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第30条を削る。

(綾部市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 綾部市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年綾部市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち綾部市市税条例第27条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第12条第2項及び第27条の3第1項並びに附則第6条の4第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中綾部市市税条例第27条の2の見出し及び同条第1項並びに第27条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第8条の3の2第1項、第22条の2第3項及び第29条の改正規定並びに同条例附則第30条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中綾部市市税条例第17条第4項及び第6項、第23条の3第1項及び第2項、第26条第1項ただし書及び第2項、第27条第2項及び第3項並びに第42条の6の改正規定並びに同条例附則第21条の3第2項、第25条の2第4項並びに第25条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(綾部市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年綾部市条例第16号)附則第2条第2項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中綾部市市税条例第8条第1項の改正規定、同条例第62条の2第1項の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同条例第62条の3第1項の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の綾部市市税条例第8条第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の綾部市市税条例(以下「新条例」という。)第27条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次

項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第27条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の綾部市市税条例(次項において「旧条例」という。)第27条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の綾部市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の綾部市市税条例第62条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の綾部市市税条例第62条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

条 例

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月4日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第23号

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

綾部市営住宅設置及び管理条例（平成9年綾部市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表ピース駅前の項の次に次のように加える。

F M - IV	綾部市広小路二丁目
----------	-----------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

綾部市まちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月4日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第24号

綾部市まちづくり条例の一部を改正する条例

綾部市まちづくり条例（平成28年綾部市条例第5号）の一部を次のように改正する。
第52条第5号中「第5項」を「第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 9 号

綾部市会計規則の一部を改正する規則

綾部市会計規則（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 3 項中「次の各号に掲げる」を「交際費を増額するための」に改め、「これを」を削り、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 5 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 6 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 3 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 2 令和 4 年度綾部市一般会計補正予算（第 3 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第 1 5 2 号

綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 7 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、園芸施設の冬期加温や茶の加工等により燃油価格高騰の影響を特に受けやすい農家が、継続して営農できる環境を整えるため、国が実施する施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成 2 5 年 2 月 2 6 日付け 2 4 生産第 2 9 0 0 号農林水産事務次官依命通知。以下「国事業」という。）に基づく対策を行った場合に、予算の範囲内において、綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、国事業において資金を造成した茶等の生産団体又は農業者とする。

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の交付額（以下「補助額」という。）は、国事業における本事業年度契約終了後の積立額の 1 / 2 以内とする。

2 補助額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 5 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 6 条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金の請求をしようとするときは、綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第 7 条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができ

る。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月4日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名

（生産団体にあつては名称及び代表者氏名）

綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付申請書

綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- （1）国事業に係る積立金額及び補填金額が分かる書類
- （2）その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号 (第 6 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

請求者

住所又は所在地

氏名

㊞

(生産団体にあつては名称及び代表者氏名)

綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け綾部市指令第 号により交付決定のあつた補助金について、綾部市茶等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補 助 金 請 求 額	円
-------------	---

なお、上記補助金は下記の口座に振込願います。

振 込 金 融 機 関 名	
口 座 番 号	普通・当座 No.
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義	

領収を代理人に委任される場合は、この欄に記入してください。

<p>上記補助金の領収を_____に委任します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊞</p> <p style="text-align: right;">(生産団体にあつては名称及び代表者氏名)</p>

綾部市告示第153号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定により、令和4年度綾部市総合教育会議を次のとおり招集する。

令和4年7月4日

綾部市長 山崎善也

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 日 時 | 令和4年7月7日（木） 午後1時30分から |
| 2 場 所 | 綾部市役所 委員会室 |
| 3 協議事項 | 第3次綾部市教育大綱（案）について |

綾部市告示第 1 5 4 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 4 年 7 月 6 日から令和 4 年 7 月 2 0 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 8 8 5	里向屋敷 2 号線	里町向屋敷 3 9 番 1 里町向屋敷 4 9 番 1	36.80	前	最大 2.00 最小 1.50
				後	最大 9.34 最小 6.50

綾部市告示第 1 5 5 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 7 月 6 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 4 年 7 月 6 日から令和 4 年 7 月 2 0 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0 8 8 5	里向屋敷 2 号線	里町向屋敷 3 9 番 1	里町向屋敷 4 9 番 1

綾部市告示第156号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和4年7月8日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和4年 4月 1日	綾0405-15004	昭和24年 2月26日
令和4年 4月 1日	綾0832-12028	昭和35年 1月12日
令和4年 4月 1日	綾0817-22006	昭和30年 4月 8日

綾部市告示第157号

地縁による団体「馬場自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和4年7月15日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町馬場4番地 寺 垣 育 生 に変更する

代理人を 綾部市八津合町馬場崎2番地の1 藤 崎 利 浩 に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第158号

綾部市定住促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月22日

綾部市長 山崎善也

綾部市定住促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住促進及び定住者が活躍することのできる地域づくりを推進するため、本市への定住を目的とする事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 人の居住を目的として建築された市内に所在する住宅のうち、現に居住者がいないものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 集合住宅で賃貸営業用のもの
 - イ 社宅、寮その他これらに類する住宅
 - ウ その他市長が不相当と認めるもの
- (2) 登録空き家 京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号。以下「京都府条例」という。）第7条第1項の規定による登録を受けた空き家をいう。
- (3) 登録外空き家 空き家のうち、京都府条例第7条第1項の規定による登録を受けていないものをいう。
- (4) あやべ定住サポート総合窓口 定住希望者の登録、空き家の紹介その他定住に関する支援を行う総合相談窓口をいう。
- (5) 定住希望者 次のいずれかに該当する者をいう。ただし、空き家の所有者の2親等内の親族、定住希望者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他市長が不相当と認める者は、この限りでない。
 - ア 本市へ定住する意思を持って転入し、又は転入しようとする者のうち、あやべ定住サポート総合窓口に登録されているもので、次のいずれにも該当するもの
 - (ア) 登録空き家又は登録外空き家の取得又はその賃借権等を取得した者
 - (イ) 継続して3年以上市外に住所を有している者又は本市に転入して1年未満の者（病気、災害その他やむを得ない事由と市長が認める場合を除く。）で当該転入の際に継続して3年以上市外に住所を有していたもの

- (ウ) 55歳未満の者又は当該転入後において55歳未満の者と同一の世帯に属する者（病気、災害その他やむを得ない事由と市長が認める場合を除く。）
- (エ) この要綱による補助金の交付を受けて改修した空き家に当該補助金の交付の日から10年以上、生活の本拠として居住する意思のある者
- イ 綾部市UIターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成23年綾部市条例第2号）第3条の規定により設置する綾部市UIターン者定住支援住宅に1年以上居住している者で、当該定住支援住宅の退去後、引き続き本市へ定住する意思を持つもののうち、次のいずれにも該当するもの
 - (ア) 登録空き家又は登録外空き家の取得又はその賃借権等を取得した者
 - (イ) この要綱による補助金の交付を受けて改修した空き家に当該補助金の交付の日から10年以上、生活の本拠として居住する意思のある者
- (6) 地域団体 自治会連合会、地域に根ざして活動を行う団体その他これらに類する地域住民で組織された団体であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 事業を行う地域の事情に詳しく、定住者の受入れだけでなく定住後の支援まで丁寧に行う体制を整備していること。
 - イ 事業の事務手続を適切かつ効率的に行うため、団体の構成員、事務局、代表者並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等を規約等で定めていること。
 - ウ 団体の運営に当たって、一の事務手続につき複数の者が関与する等当該事務手続に係る不正を未然に防止する体制が整備されていること。
- (7) 移住促進特別区域 京都府条例第6条第1項の規定による移住促進特別区域をいう。
- (8) 農山村移住促進特別区域 移住促進特別区域であって、当該区域を構成する地域の内に、官報で公示された国勢調査の結果による人口集中地区を含まないものをいう。
- (9) お試し住宅 定住希望者が、地域での暮らしの体験、地域住民との交流等を目的として、短期間居住又は滞在する施設（1世帯当たりの居住又は滞在に係る利用期間が通算して1年以内のものに限る。）をいう。
- (10) シェアオフィス 複数の小規模事業者が共同利用する事務所をいう。

（補助対象者等）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の額及び補助対象事業実施期間は、別表のとおりとする。
（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市定住促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（着工）

第5条 補助対象事業の着工は、次条の規定による交付決定後に行うものとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市定住促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、第4条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに綾部市定住促進事業費補助金変更等承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、綾部市定住促進事業費補助金実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。
(財産処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、この要綱による補助金の交付を受けて改修した空き家について、その耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付けし、又は解体してはならない。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年7月22日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象者	補助対象事業	内 容	補助金の額	補助対象事業実施期間
定住希望者のうち第2条第5号アに規定するもの	移住促進住宅整備事業	<p>登録空き家又は登録外空き家の取得又はその賃借権等を取得し、自ら居住する目的で行う改修のうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 居住の用に供する部分であること。</p> <p>(2) 入居後1年以内又は入居前に行われる工事で、市内に事業所等がある事業者が施工するものであること。</p> <p>(3) 国、京都府又は本市から、定住の促進を目的とした空き家改修等に係る補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(4) 空き家の取得又はその賃借権等を取得した日が、本市に転入した日から起算して1年前の日から本市に転入した日から起算して1年を経過した日までの間（市長が認める就農・就業等支援制度の利用者にあつては、当該制度利用中の期間、「地域おこし協力隊員」にあつては、その任にある期間は、経過した日数に含めない。）であること。</p>	<p>補助対象事業に要する経費の3分の2以内の額（登録空き家に係る改修にあつては1戸当たり180万円を、登録外空き家に係る改修にあつては1戸当たり90万円を限度とする。）</p>	<p>第6条の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた年度から当該年度末まで</p>
定住希望者のうち第2条第5号イに規定するもの		<p>登録空き家又は登録外空き家の取得又はその賃借権等を取得し、自ら居住する目的で行う改修のうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 居住の用に供する部分であること。</p> <p>(2) 入居後1年以内又は入居前に行われる工事で、市内に事業所等がある事業者が施工するものであること。</p> <p>(3) 国、京都府又は本市から、定住の促進を目的とした空き家改修等に係る補助金の交付を受けていないこと。</p>	<p>補助対象事業に要する経費の3分の2以内の額（1戸当たり90万円を限度とする。）</p>	
地域団体		<p>移住促進特別区域内の空き家の取得又はその賃借権等を取得した上で、お試し住宅又は定住者向けシェアオフィス（居住し、</p>	<p>補助対象事業に要する経費の3分</p>	

告 示

		住所を有することを利用者の条件とするものに限る。) とするために行う改修のうち、国、京都府又は本市から、定住の促進を目的とした空き家改修等に係る補助金の交付を受けていないもの	の2以内の額(1戸当たり180万円を限度とする。)	
地 域 団 体	地域受 入体制 整備促 進事業	<p>農山村移住促進特別区域又は当該事業を行うことにより農山村移住促進特別区域の指定を受けようとする地域において、定住者の受入れを促進するために行う次に掲げる事業(第3号に規定する事業については、移住促進特別区域において行うものに限る。)</p> <p>(1) 定住促進ビジョンの作成(地域の将来人口の予測、望ましい人口構成及び定住者数、求める定住者像、地域の就業先や子育て環境、空き家や農地等の活用による定住の促進その他地域の活性化に関する取組等をまとめた定住促進ビジョンの作成をいう。)</p> <p>(2) 地域の実態調査の実施及びデータベースの作成(地域内の空き家・土地その他地域資源等の実態調査の実施及びデータベース化をいう。)</p> <p>(3) 定住者受入活動の実施(お試し住宅・定住者向けシェアオフィス等利用者の募集、定住希望者との面談、受入前の調整、定住後のフォロー等定住者又は定住希望者に対して行う活動をいう。)</p> <p>(4) その他定住者受入体制の整備のための活動の実施(専門家の招へい、先進地調査等をいう。)</p>	補助対象事業に要する経費の10分の10以内の額(1地域当たり50万円を限度とする。)	交付決定を受けた年度からその翌年度末まで

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所
氏名
（地域団体の場合は所在地及び団体名）
電話番号

綾部市定住促進事業費補助金交付申請書

綾部市定住促進事業費補助金の交付を受けたいので、綾部市定住促進事業費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助対象事業
移住促進住宅整備事業・地域受入体制整備促進事業

3 事業の完了予定日 年 月 日

4 添付書類

○移住促進住宅整備事業

- (1) 事業計画書個票
- (2) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (3) 改修工事に係る見積書の写し
- (4) 継続して 3 年以上市外に住所を有していること又は本市に転入して 1 年未満であること及び当該転入の際に継続して 3 年以上市外に住所を有していたことがわかる書類
- (5) 年齢確認ができる書類
- (6) 誓約書
- (7) 確認書（賃貸の場合のみ）
- (8) その他市長が必要と認める書類

○地域受入体制整備促進事業

- (1) 事業計画書個票
- (2) 収支計画書個票
- (3) 地域団体の規約等
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市定住促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市定住促進事業費補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市定住促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき通知します。

記

補助対象事業	移住促進住宅整備事業・地域受入体制整備促進事業
交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

（地域団体の場合は所在地及び団体名）

電話番号

綾部市定住促進事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市定住促進事業費補助金について、下記のとおり（変更・中止）したいので、綾部市定住促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき申請します。

記

1 補助金変更交付申請額	変更後	円
	変更前	円

2 補助対象事業
移住促進住宅整備事業・地域受入体制整備促進事業

3 変更・中止の理由

4 添付書類

- (1) 綾部市定住促進事業費補助金交付申請書に添付した書類のうち当該変更がわかるもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

（地域団体の場合は所在地及び団体名）

電話番号

綾部市定住促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市定住促進事業費補助金について、下記のとおり実施したので、綾部市定住促進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき報告します。

記

1 補助対象事業に要した費用 円

2 補助金交付決定額 円

3 補助対象事業

移住促進住宅整備事業・地域受入体制整備促進事業

4 添付書類

○移住促進住宅整備事業

（1）事業実績報告書個票

（2）住民票の写し（本市の住民基本台帳に記録されたもの）

（3）改修の状況を確認できる写真

（4）改修に要した費用の内訳が確認できる書類及び請求書又は領収証の写し

（5）その他市長が必要と認める書類

○地域受入体制整備促進事業

（1）事業実績報告書個票

（2）収支報告書個票

（3）その他市長が必要と認める書類

綾部市公告第 5 5 号

綾部市立病院桜が丘寮外部リフレッシュ事業、綾部市立病院桜が丘寮外部リフレッシュ工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 4 年 7 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 4 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部市立病院桜が丘寮外部リフレッシュ工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市桜が丘一丁目（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 外部改修 |
| | A 棟 屋根 1 1 2 m ² 外壁 2 8 3 m ² |
| | B 棟 屋根 1 1 2 m ² 外壁 2 7 4 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 8 月 9 日から
令和 4 年 1 1 月 6 日まで（9 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年7月11日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は210円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年7月14日(木) 午前9時から午後6時まで

令和4年7月15日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年7月22日(金) から

令和4年7月25日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年7月27日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年8月1日(月) 午前9時から午後6時まで
令和4年8月2日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年8月3日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

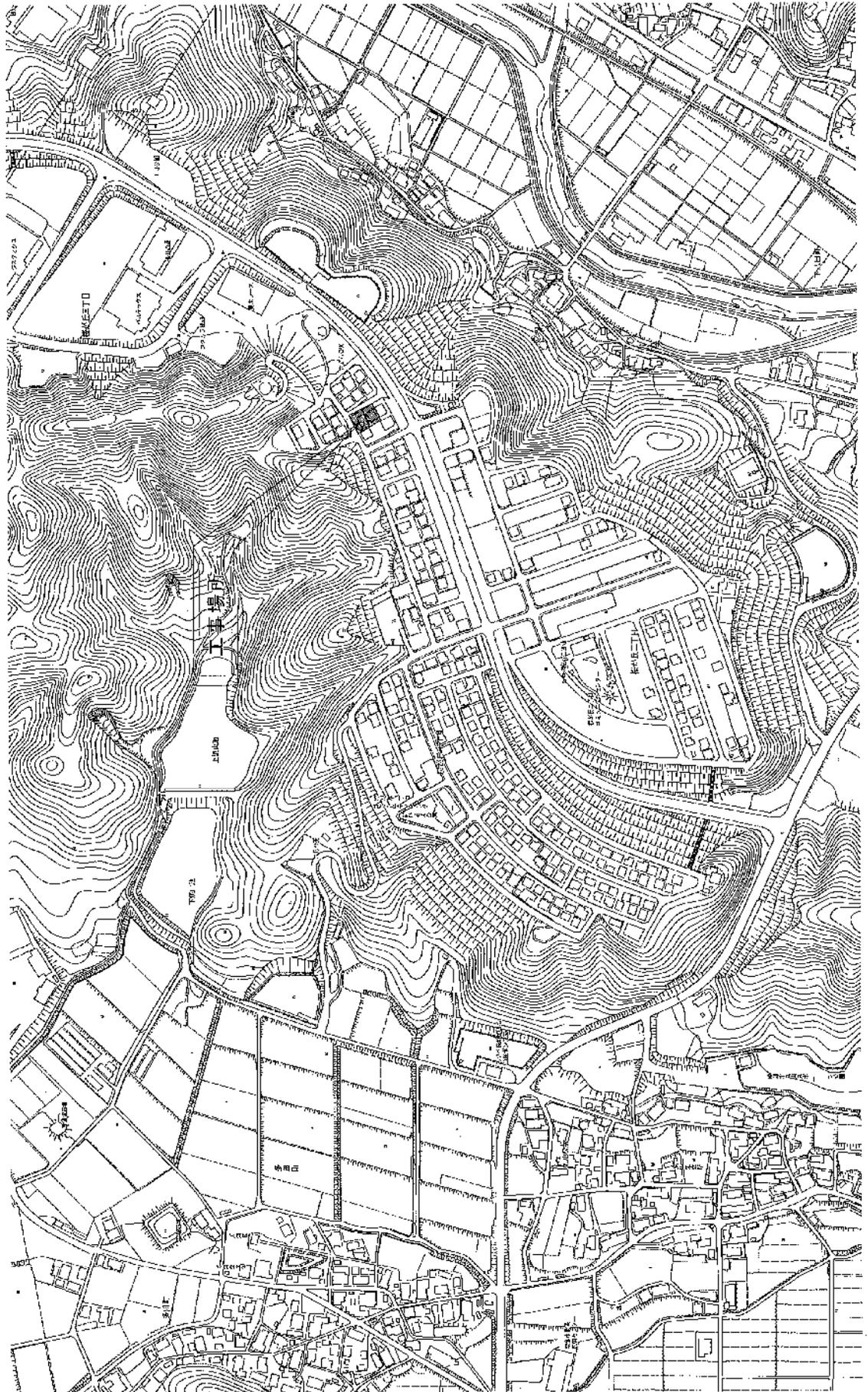
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

綾部市立病院桜が丘寮外部リフレッシュ工事

▲ N
S=1:5000



綾部市公告第56号

下水道整備事業の公共下水道舗装復旧(4-1)工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連舗装復旧(4-1)工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年7月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第504 44号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧(4-1)工事
公共下水道関連舗装復旧(4-1)工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町外(別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | (舗装復旧(4-1))
L=897.3m W=1.5~14.0m
アスファルト舗装工 A=5,210㎡
区画線工 L=1,393m
(公共下水道関連)
L=31.1m W=3.3~11.5m
アスファルト舗装工 A=179㎡
区画線工 L=62m |
| (5) 予定工期 | 令和4年8月9日から
令和5年2月14日まで(190日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で

きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年7月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は770円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年7月14日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年7月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和4年7月22日（金）から
令和4年7月25日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年7月27日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年8月1日（月）午前9時から午後6時まで
令和4年8月2日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年8月3日（水）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し

た者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、公共下水道舗装復旧（4-1）工事と公共下水道関連舗装復旧（4-1）工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

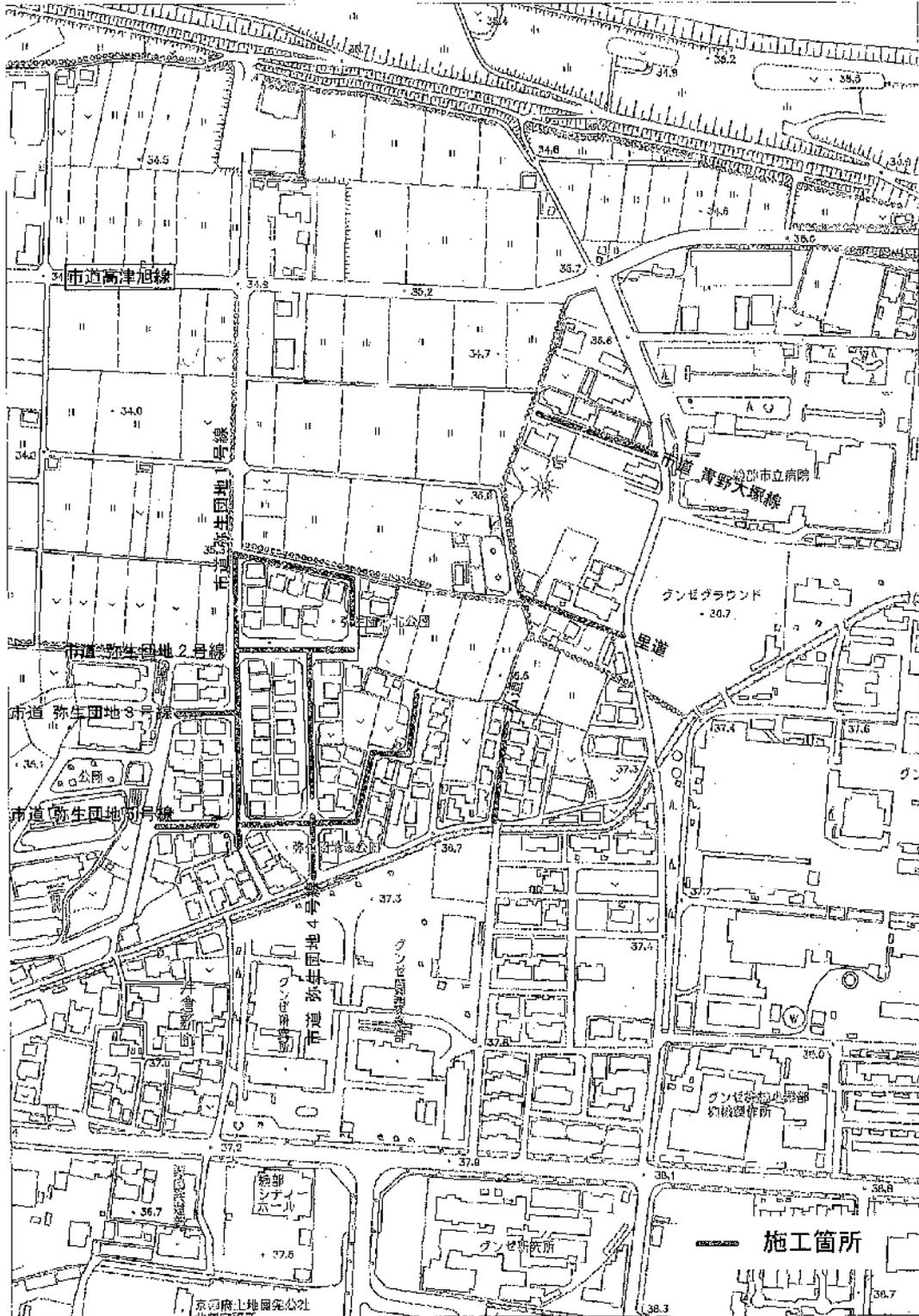
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



公共下水道舗装復旧(4-1)工事

位 置 図



公共下水道関連舗装復旧(4-1)工事

綾部市公告第57号

味方平線整備事業、市道味方平線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年7月11日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第504 46号 |
| (2) 工 事 名 | 市道味方平線改良工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市味方町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 120m W = 4.0m
落石防護柵工 L = 109m
アスファルト舗装工 A = 498㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和4年 8月 9日から
令和4年12月26まで（140日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿でとび・土工・コンクリート工事のA等級又はB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) とび・土工・コンクリート工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年7月11日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は520円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年7月14日(木) 午前9時から午後6時まで

令和4年7月15日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年7月22日(金) から

令和4年7月25日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和4年7月27日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年8月1日(月)午前9時から午後6時まで
令和4年8月2日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年8月3日(水)午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

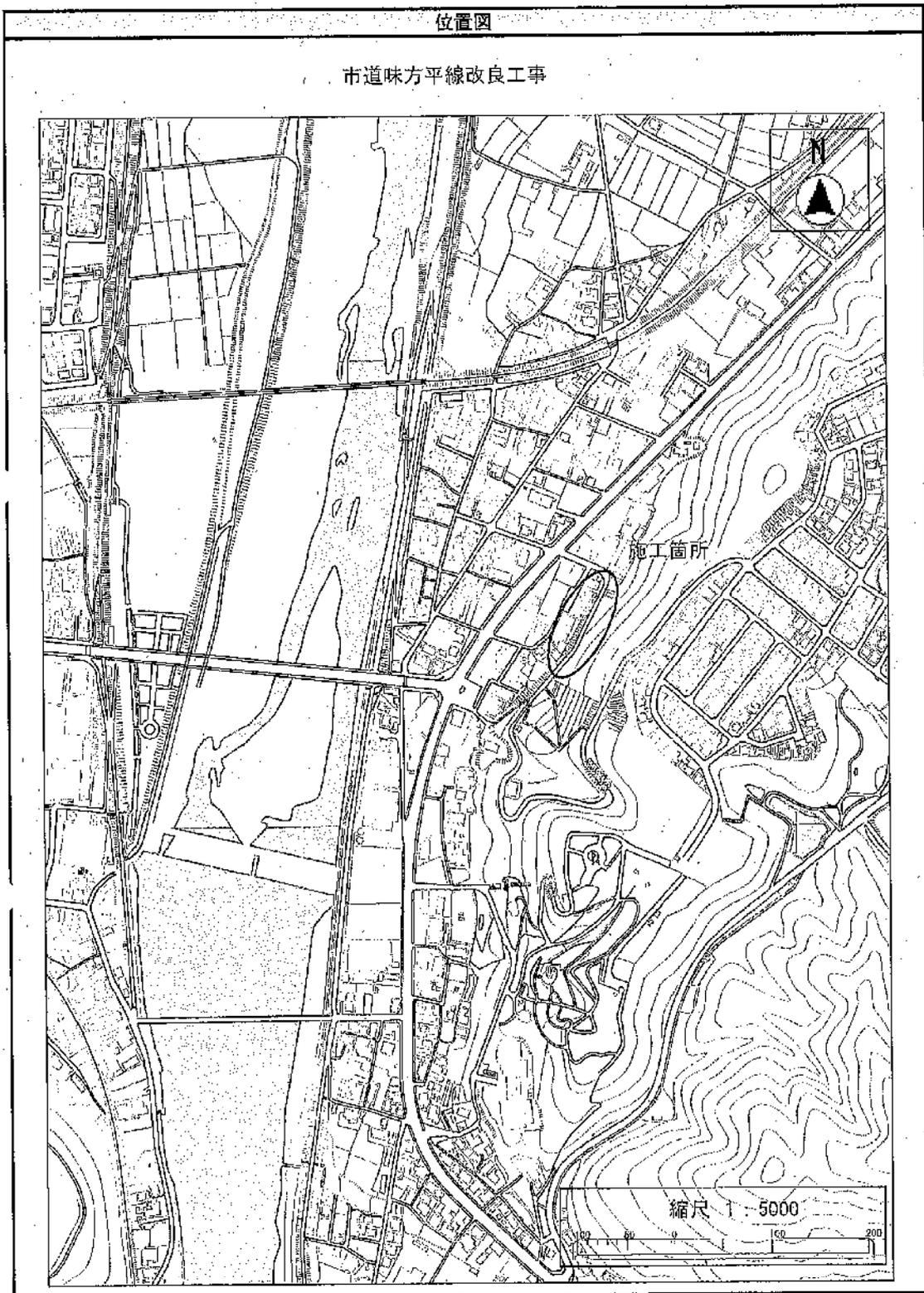
2) 主任技術者

- 1 とび・土工・コンクリート工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第58号

水量水質安定的対策事業、以久田ポンプ室擁壁改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年7月11日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第504 47号 |
| (2) 工 事 名 | 以久田ポンプ室擁壁改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市栗町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 擁壁工 L = 17 m
防護柵工 L = 19 m
場内舗装工 A = 63 m ²
配水管布設工 DCIP (K) φ100 L = 17 m
仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和4年 8月 9日から
令和4年11月26日まで（110日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年7月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,030円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年7月14日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年7月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年7月22日（金）から

令和4年7月25日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年7月27日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年8月1日（月）午前9時から午後6時まで
令和4年8月2日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年8月3日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

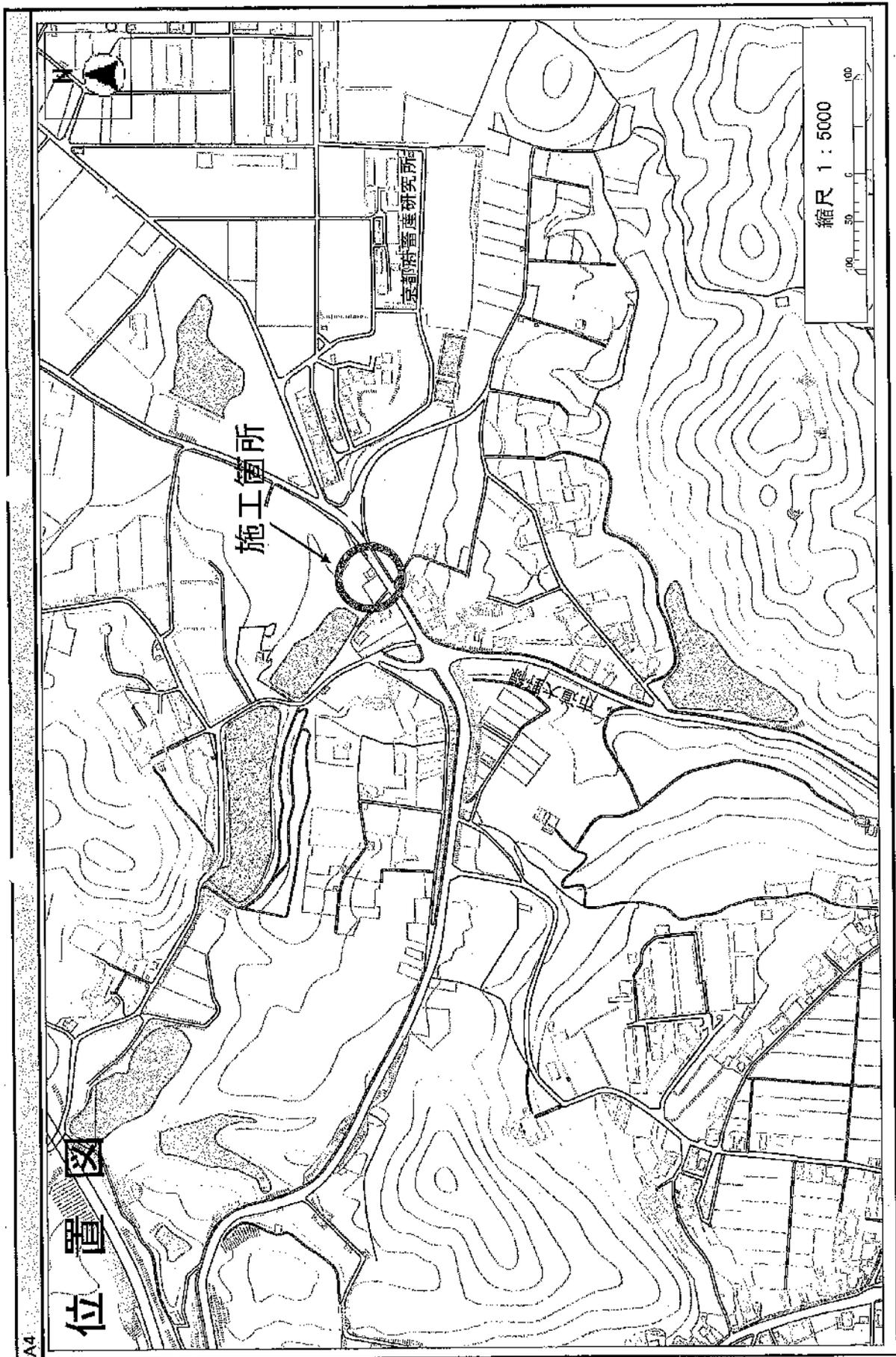
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 5 9 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 7 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第60号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和4年7月15日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第 6 1 号

新図書館整備事業・地域交流センター整備事業・地域子育て支援拠点施設整備事業、（仮称）駅北複合施設整備工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札で共同企業体方式による公募型指名競争入札とします。

令和 4 年 7 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 4 4 9 号
- (2) 工 事 名 (仮称) 駅北複合施設整備工事（建築本体工事）
- (3) 工事場所 綾部市青野町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、新図書館、地域交流センター及び地域子育て支援拠点施設整備のため、新たに施設の建設を行うものです。隣接する公共施設や商業施設、J R 等交通機関との関係から、工程や安全確保について万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (仮称) 駅北複合施設建設
鉄骨造 2 階建＋塔屋 延床面積 3, 1 5 5 . 1 5 m²
他付属建物 一式
上記に伴う建築工事及び機械設備工事、昇降機設備工事 一式
- (6) 予定工期 令和 4 年 9 月 2 2 日から
令和 5 年 1 0 月 1 6 日まで（3 9 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす 3 者の特定共同企業体とし、その結成にあたっては本市指定の協定書（別紙）により構成員が自主的に結成するものとする。

入札参加については、特定共同企業体による入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 特定共同企業体の構成員は、契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 特定共同企業体の構成員は、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 特定共同企業体の構成員は、建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 構成員の出資比率は 2 0 % 以上とし、代表者は構成員中最大とする。

- (5) 特定共同企業体の代表者は、令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事のA等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。
- (6) 特定共同企業体の代表者は、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けており、令和4年度の指名競争入札参加資格審査結果通知で建築工事の総合評点が750点以上であること。
- (7) 特定共同企業体の代表者は、請負金額1億円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築工事の施工実績を有していること。なお、この施工実績は公共工事の元請実績（JV含む）とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績は、コリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (8) 特定共同企業体の代表者は、建築工事に関する1級国家資格者（建設業法による1級建築施工管理技士又は建築士法による1級建築士）又は国土交通大臣認定者を、専任の監理技術者として配置し得ること。
- (9) 代表者以外の構成員①は、令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事のA等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。
- (10) 代表者以外の構成員①は、建築工事に関する1級以上の技術者を、専任の主任技術者として配置し得ること。
- (11) 代表者以外の構成員②は、令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。
- (12) 代表者以外の構成員②は、建築工事に関する2級以上の技術者を、専任の主任技術者として配置し得ること。
- (13) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (14) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者や主任技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式－1）とともに、「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式－2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 共同企業体協定書の写し、技術資料及び資格者証等の写し
- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に共同企業体協定書の写し、「技術資料」（別記様式－3）及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等

電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに共同企業体協定書の写し、「技術資料」(別記様式-3)及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。

- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(7)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。(コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。)
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者及び主任技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者及び主任技術者の法令による免許欄には、2(8)及び2(10)、2(12)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(13)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年7月25日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は3,130円です。

(2) 入札参加申請書の受付

①期間 令和4年8月4日(木)午前9時から午後6時まで

令和4年8月5日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望者の提出で8月4日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

(1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和4年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和4年8月16日(火)から

令和4年8月17日(水)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとし

ますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年8月19日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日正午までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和4年8月31日（水）午前9時から午後6時まで
令和4年9月 1日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月31日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年9月2日（金）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者及び主任技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件の契約締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、綾部市議会の議決を要するため、議会の議決までは仮契約を締結するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

構成員 住 所
(代表者)

氏 名

⑩

構成員 住 所

氏 名

⑩

構成員 住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式－2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

構成員 住 所
(代表者)

氏 名

㊟

構成員 住 所

氏 名

㊟

構成員 住 所

氏 名

㊟

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため

を代表とする

特定建設工事

共同企業体を結成したので、(仮称) 駅北複合施設整備工事(建築本体工事)の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

構成員の氏名 又は名称	出資割合	許可番号及び 許可年月日	許可された 建設工事の種類

添付書類 特定建設工事共同企業体協定書の写し
技術資料(添付資料及び資格者証の写し等を含む)

様式 - 3

技 術 資 料

住 所
名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者及び主任技術者の資格

現場代理人	従事予定者名		
	所属会社名		
	生年月日（年齢）		
	法令による免許		
	現在の受持工事	工事名	
		施工場所	
		工 期	
従事役職			
重複する場合の対応措置			
監理技術者	従事予定者名		
	所属会社名		
	生年月日（年齢）		
	法令による免許		
	現在の受持工事	工事名	
		施工場所	
		工 期	
従事役職			
重複する場合の対応措置			
主任技術者	従事予定者名		
	所属会社名		
	生年月日（年齢）		
	法令による免許		
	現在の受持工事	工事名	
		施工場所	
		工 期	
従事役職			
重複する場合の対応措置			
主任技術者	従事予定者名		
	所属会社名		
	生年月日（年齢）		
	法令による免許		
	現在の受持工事	工事名	
		施工場所	
		工 期	
従事役職			
重複する場合の対応措置			

%
%
%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 2 者は、上記のとおり 特定
建設工事共同企業体を締結したので、その証拠としてこの協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 4 年 月 日

構成員 住 所
(代表者)

氏 名

⑩

構成員 住 所

氏 名

⑩

構成員 住 所

氏 名

⑩

綾部市公告第62号

新図書館整備事業・地域交流センター整備事業・地域子育て支援拠点施設整備事業、
（仮称）駅北複合施設整備工事（電気設備工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札で共同企業体方式による公募型指名競争入札とします。

令和4年7月25日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第504 55号
- (2) 工 事 名 （仮称）駅北複合施設整備工事（電気設備工事）
- (3) 工事場所 綾部市青野町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、新図書館、地域交流センター及び地域子育て支援拠点施設整備のため、新たに施設の建設を行うものです。隣接する公共施設や商業施設、JR等交通機関との関係から、工程や安全確保について万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 （仮称）駅北複合施設建設
鉄骨造2階建+塔屋 延床面積 3,155.15㎡
他付属建物 一式
上記に伴う電気設備工事 一式
- (6) 予定工期 令和4年 9月22日から
令和5年10月16日まで（390日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす2者の特定共同企業体とし、その結成にあたっては本市指定の協定書（別紙）により構成員が自主的に結成するものとする。

入札参加については、特定共同企業体による入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 特定共同企業体の構成員は、契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 特定共同企業体の構成員は、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 特定共同企業体の構成員は、電気工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 構成員の出資比率は30%以上とし、代表者は構成員中最大とする。

- (5) 特定共同企業体の代表者は、令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に電気工事のA等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。
- (6) 特定共同企業体の代表者は、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を電気工事について受けており、令和4年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で電気工事の総合評点が750点以上であること。
- (7) 特定共同企業体の代表者は、請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の電気工事の施工実績を有していること。なお、この施工実績は公共工事の元請実績（JV含む）とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績は、コリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (8) 特定共同企業体の代表者は、電気工事に係る監理資格を有した技術者を、専任の監理技術者として配置し得ること。
- (9) 代表者以外の構成員は、令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に電気工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。
- (10) 代表者以外の構成員は、電気工事に関する2級以上の技術者を、専任の主任技術者として配置し得ること。
- (11) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (12) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者や主任技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式-1）とともに、「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式-2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 共同企業体協定書の写し、技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に共同企業体協定書の写し、「技術資料」（別記様式-3）及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに共同企業体協定書の写し、「技術資料」（別記様式-3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(7)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）

- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者及び主任技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者及び主任技術者の法令による免許欄には、2（8）及び2（10）に該当する技術資格を記載し、資料として技術資格者証の写しを添付すること。
- ・2（11）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和4年7月25日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は760円です。

（2）入札参加申請書の受付

- ①期間 令和4年8月4日（木）午前9時から午後6時まで
令和4年8月5日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望者の提出で8月4日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- （1）入札通知書及び非指名通知書については、令和4年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和4年8月16日（火）から
令和4年8月17日（水）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年8月19日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

ん。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和4年9月6日(火)午前9時から午後6時まで
令和4年9月7日(水)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年9月8日(木)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共

工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者及び主任技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件の契約締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、綾部市議会の議決を要するため、議会の議決までは仮契約を締結するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

構成員 住 所
(代表者)

氏 名

⑩

構成員 住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

構成員 住 所
(代表者)

氏 名

㊞

構成員 住 所

氏 名

㊞

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため

を代表とする

特定建設工事

共同企業体を結成したので、(仮称) 駅北複合施設整備工事 (電気設備工事) の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

構成員の氏名 又は名称	出資割合	許可番号及び 許可年月日	許可された 建設工事の種類

添付書類 特定建設工事共同企業体協定書の写し
技術資料 (添付資料及び資格者証の写し等を含む)

様式 - 3

技 術 資 料

住 所
名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者及び主任技術者の資格

現場代理人	従事予定者名		
	所属会社名		
	生年月日（年齢）		
	法令による免許		
	現在の受持工事	工事名	
		施工場所	
		工期	
		従事役職	
		重複する場合の対応措置	
監理技術者	従事予定者名		
	所属会社名		
	生年月日（年齢）		
	法令による免許		
	現在の受持工事	工事名	
		施工場所	
		工期	
		従事役職	
		重複する場合の対応措置	
主任技術者	従事予定者名		
	所属会社名		
	生年月日（年齢）		
	法令による免許		
	現在の受持工事	工事名	
		施工場所	
		工期	
		従事役職	
		重複する場合の対応措置	

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 綾部市の発注に係る(仮称) 駅北複合施設整備工事(電気設備工事)
(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「当該工事」という。)
の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、特定建設工事共同企業体
(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和4年 月 日に成立し、当該工事の請負契約の
履行後3箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定
にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

京都府綾部市 町 番地

京都府綾部市 町 番地

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該工事の施工に関し、当企業体を代表してその
権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝
する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び
当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事につ
いて発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わら
ないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協

議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の

構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき引き渡された工事事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外1者は、上記のとおり 特定
建設工事共同企業体を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和4年 月 日

構成員 住 所
(代表者)

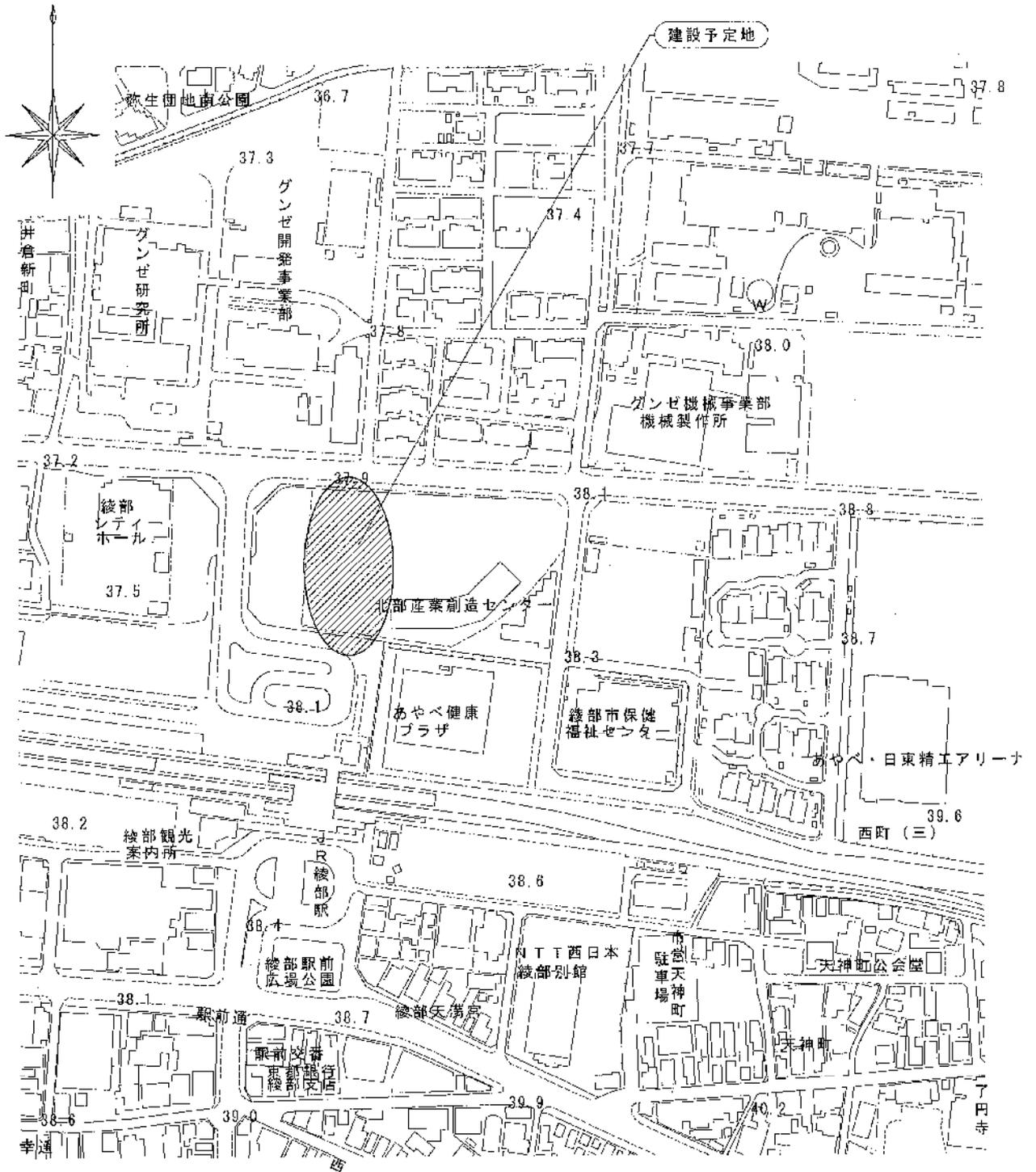
氏 名

Ⓜ

構成員 住 所

氏 名

Ⓜ



(仮称) 駅北複合施設整備工事(電気設備工事)付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第 6 3 号

原子力災害対策施設整備事業、奥上林公民館原子力災害対策施設整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 4 年 7 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 5 0 号 |
| (2) 工 事 名 | 奥上林公民館原子力災害対策施設整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市故屋岡町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | アルミ製建具取替 2 2 箇所
ダンパー取替 3 1 箇所 |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 8 月 2 5 日から
令和 5 年 1 月 2 1 日まで (1 5 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の A 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1) とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年7月25日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は390円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年7月28日(木)午前9時から午後6時まで

令和4年7月29日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年8月4日(木)から

令和4年8月5日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年8月8日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い

ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年8月17日(水) 午前9時から午後6時まで
令和4年8月18日(木) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年8月19日(金) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

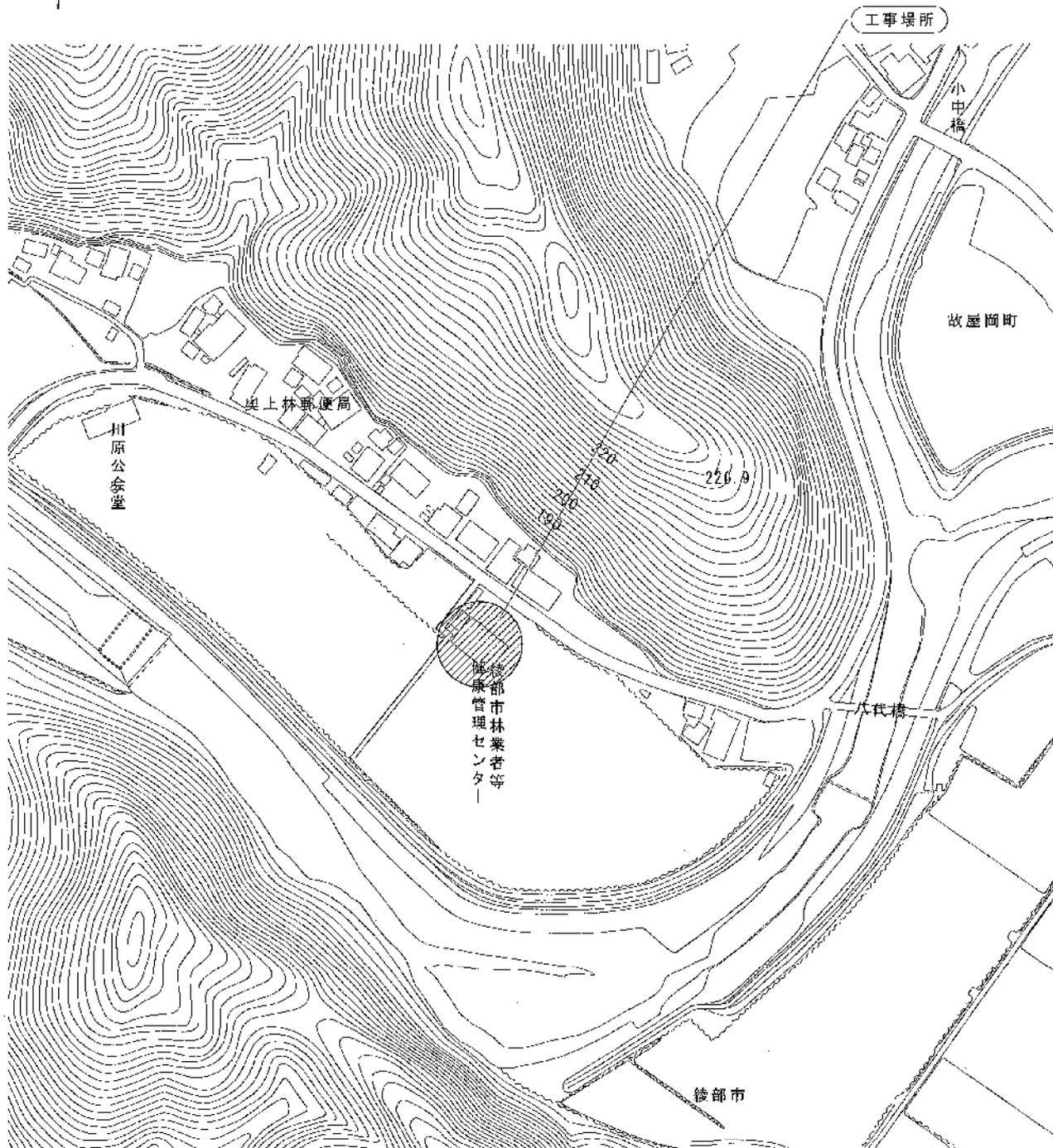
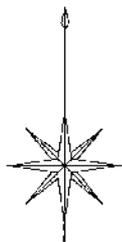
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



奥上林公民館原子力災害対策施設整備工事付近見取図 1/2,500

綾部市公告第64号

I・Tビル大規模改修事業（トイレ改修）、I・Tビルトイレ改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和4年7月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第504 51号 |
| (2) 工事名 | I・Tビルトイレ改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市西町一丁目（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 和式便器を洋式便器化 9台
普通便座を洗浄便座化 13台
便座クリーナー用ディスペンサー設置 22台
多目的トイレ扉改修 1箇所 |
| (5) 予定工期 | 令和4年 8月25日から
令和4年12月22日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評価が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年7月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は300円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年7月28日(木) 午前9時から午後6時まで

令和4年7月29日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年8月4日(木) から

令和4年8月5日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年8月8日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システム

に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年8月17日(水) 午前9時から午後6時まで
令和4年8月18日(木) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年8月19日(金) 午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 51号 I・Tビルトイレ改修工事	1	本案件
第504 52号 村おこし研修館改修工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



附近見取図 1/3,000

綾部市公告第 6 5 号

東部地域農業施設改修事業、村おこし研修館改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 4 年 7 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 5 2 号 |
| (2) 工 事 名 | 村おこし研修館改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市八津合町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 便所改修 1 1 . 2 9 m ²
浄化槽撤去 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 8 月 2 5 日から
令和 4 年 1 2 月 2 2 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年7月25日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は420円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年7月28日(木)午前9時から午後6時まで

令和4年7月29日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年8月4日(木)から

令和4年8月5日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年8月8日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い

ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年8月17日(水) 午前9時から午後6時まで
令和4年8月18日(木) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年8月19日(金) 午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 51号 I・Tビルトイレ改修工事	1	
第504 52号 村おこし研修館改修工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



村おこし研修館改修工事付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第 6 6 号

道路整備事業、市道綾部工業団地線舗装工事その 2 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 4 年 7 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 5 3 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道綾部工業団地線舗装工事その 2 |
| (3) 工事場所 | 綾部市湊垣町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 4 4 m W = 1 5 . 5 m
アスファルト舗装工 A = 7 8 1 m ²
区画線工 L = 2 5 3 m |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 8 月 2 5 日から
令和 5 年 1 月 1 日まで（1 3 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事の B 等級又は C 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年7月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は440円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年7月28日(木) 午前9時から午後6時まで

令和4年7月29日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年8月4日(木) から

令和4年8月5日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和4年8月8日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年8月17日（水）午前9時から午後6時まで
令和4年8月18日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年8月19日（金）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

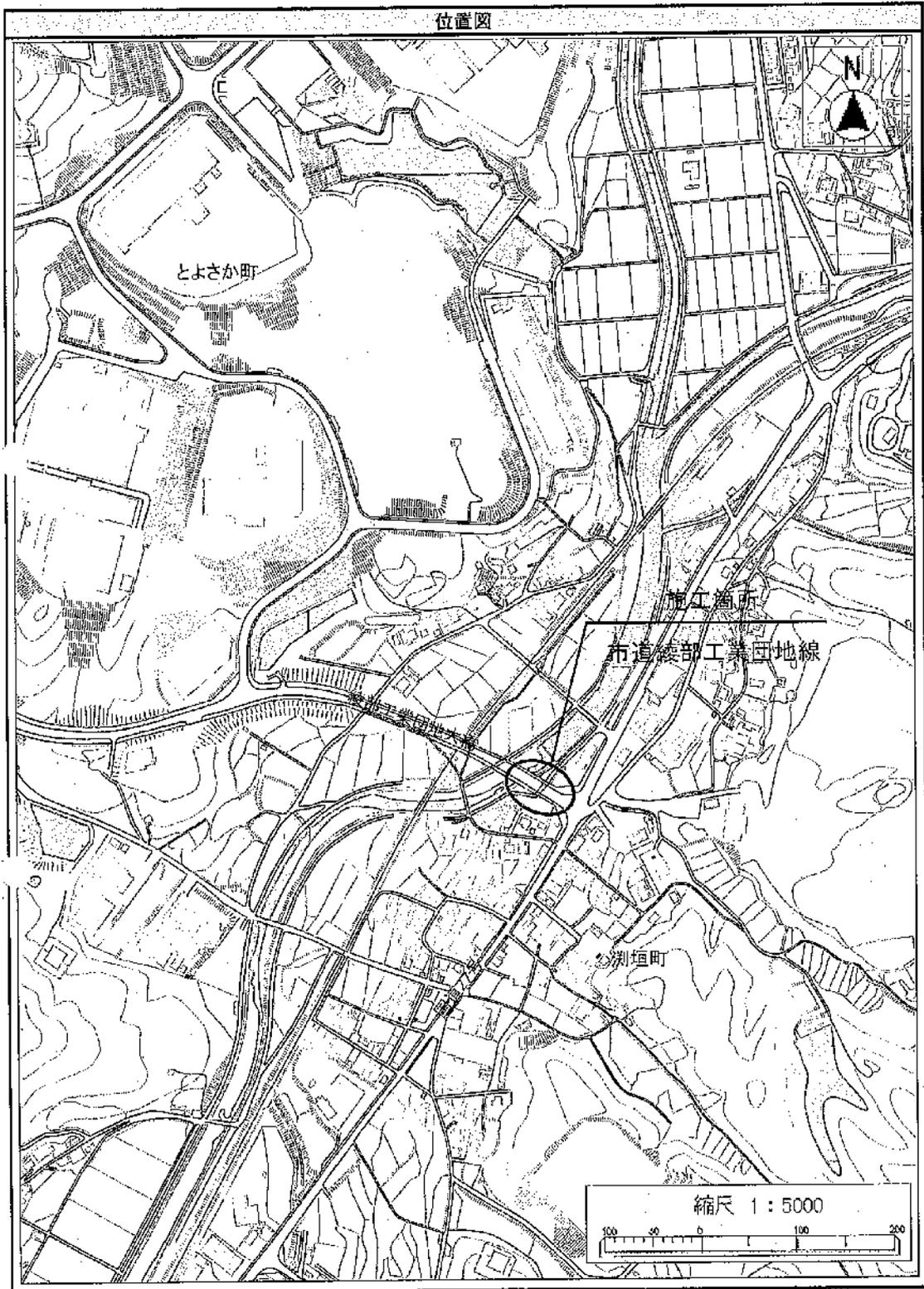
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 6 7 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 7 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第 6 8 号

市有財産（土地）の売却について、一般競争入札に付することとしたので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 4 年 7 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 入札に付する市有財産（土地）

所在地	地目 （登記）	地積 （登記）	予定価格 （最低売却価格）
綾部市井倉新町南大橋 1 2 番 2、1 2 番 8	宅地	208.91㎡	10,821,000円

2 入札参加者の資格等

別紙「市有地売却実施要領（一般競争入札）」に定めるとおり。

市 有 地 売 却
実 施 要 領
(一 般 競 争 入 札)

綾 部 市

目 次

1	一般競争入札参加要領	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
2	入札参加申込書（様式1）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5
3	誓 約 書（様式2）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
4	入 札 書（様式3）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
5	委 任 状（様式4）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
6	売 買 契 約 書（案）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 9

※参考添付

物件調書、付近見取図、写真

一般競争入札参加要領

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、綾部市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した方を売買契約の相手方とするものです。

入札参加を希望する方は、以下の各事項をご確認の上、お申込みください。

◆入札物件（土地）

所在地	地目	地積（実測）	用途地域	予定価格
綾部市井倉新町南大橋 1 2 番 2、1 2 番 8	宅地	208.91㎡	準工業地域	10,821,000円

◆入札参加者の資格等

次のいずれかに該当する方は、一般競争入札に参加することができません。

- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- エ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し 3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- オ 綾部市暴力団排除条例（平成 2 4 年綾部市条例第 3 7 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）第 5 条及び第 8 条の規定による処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- キ この参加要領を順守しない者
- ク 綾部市税の滞納がある者

◆入札参加の申込み

1 申込方法

- (1) 入札参加申込書（様式 1）に次の必要書類を添えて、正本及び副本（コピー可）各 1 部を、持参又は書留郵便で送付してください。
 - ア 印鑑登録証明書 ※法人の場合は印鑑証明書
 - イ 住民票 ※法人の場合は商業・法人登記事項全部証明書
 - ウ 誓約書（様式 2）
 - エ 綾部市税納税証明書 ※綾部市に納税義務のある方のみ
- (2) 郵送による申込みの場合、受付完了後送付する書類がありますので、8 4 円切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）に宛名を記入したものを同封してください。
- (3) 落札後、共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の氏名を申込書に記載し、全員分の必要書類を添えてください。
- (4) 各種証明書は申込み時において 1 か月以内に発行されたものに限りします。
- (5) 提出した書類は、返還できません。

2 申込期間

令和4年8月1日（月）から令和4年8月19日（金）まで ※郵送の場合は期間内必着
（土日祝日、年末年始等の閉庁日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで）

3 申込先

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市役所（本庁舎東3階）建設部監理課管財担当

4 申込受付

- (1) 申込書類に不備等がある場合は受付できません。
- (2) 申込受付完了後、綾部市の受付印を押印した入札参加申込書（副本）を渡します。この申込書は、入札参加資格を証するものですので、入札当日必ず持参してください。

5 留意事項

- (1) 落札後の売買契約は、入札参加申込者本人と締結することになります。したがって、所有権移転登記の名義人は入札参加申込者となり、中間省略登記には応じません。
- (2) 現地説明会は開催しませんので、申込み前に必ず各自で物件を確認してください。
- (3) 入札参加申込者が1者のみの場合は、令和4年8月31日（水）までを、その方への優先売却期間とします。
- (4) 入札不調の場合又は上記（3）に該当し売買が成立しなかった場合は、令和4年9月1日（木）から先着順により売却します。

◆入札

1 日時 令和4年8月31日（水） 午前10時00分から

2 場所 綾部市役所 まちづくりセンター2階 第3会議室

3 入札時に持参するもの

ア 綾部市の受付印押印済みの入札参加申込書（副本）

イ 入札保証金

ウ 入札書（様式3）

エ 封筒

オ 印鑑 ※申込者本人の場合は実印、代理人の場合は委任状の受任者印

カ 委任状（様式4） ※代理人が入札する場合のみ

キ 筆記用具（黒又は青の万年筆かボールペン）

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の5以上（1万円未満切上げ）の入札保証金を納付してください。
- (2) 入札保証金は、落札者については契約保証金の一部に充当することとし、落札者以外の方については入札当日返還します。

- (3) 契約予定日までに落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、違約金として綾部市に帰属することになり返還できません。

5 留意事項

- (1) 入札に参加できる方は、事前に入札参加申込みした方のみです。
- (2) 入札には、入札参加申込者が直接参加してください。ただし、本人が入札に参加できない場合は、委任状の提出により代理人による入札参加を認めます。
- (3) 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（実印）及び封筒に封入割印の上、入札箱に投入してください。
- (4) 入札を代理人に行わせる場合、代理人は、入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（委任状の受任者印）及び封筒に封入割印の上、入札箱に投入してください。
- (5) 入札者は、投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 入札に出席しなかった場合（開始時刻に間に合わなかった場合を含む。）は、棄権したものとみなします。
- (7) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じたときは、入札を中止又は延期することがあります。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する方がした入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者
- イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者
- ウ 入札に関し連合等の不正行為をした者
- エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が識別できない入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- オ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者
- カ その他入札条件に違反した者
- キ 代理人の入札において、委任状を提出しない者
- ク 上記アからキに掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した者

7 落札者の決定

- (1) 落札者は、本市が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、最高価格をもって入札した方とします。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした方があるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。

◆契約

1 契約の締結

- (1) 落札者が落札決定通知を受けた日から5日以内（土日祝日等の閉庁日は算入しません。）に売買契約の締結を行います。
- (2) 契約書は、綾部市の書式（別途指定）によることとし、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

2 契約保証金

- (1) 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上（1万円未満切上げ）の契約保証金を納付してください。ただし、入札保証金を契約保証金に充当することとしているため、その差額が納付額となります。
- (2) 契約保証金は、売買代金に充当します。
- (3) 落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は綾部市に帰属することになり、返還しません。

3 売買代金の支払

売買契約締結後30日以内に、売買代金と契約保証金との差額を納付してください。

◆所有権移転

- (1) 所有権は、落札者が売買代金を完納した時点で移転します。
- (2) 権利移転の登記は、売買代金の納付後、綾部市が関係機関に囑託します。
- (3) 登記に要する登録免許税は落札者の負担となります。

◆その他

- (1) 売買物件は現状のまま引渡します。
- (2) 売買契約を締結した時点で、落札者に財産に係る危険負担が移転します。したがって、売買契約締結後に発生した財産の破損、焼失など綾部市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。
- (3) 売買契約締結後、売買物件の面積の不足、品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）を発見しても、売買代金の減額を請求することはできません。
- (4) 売買物件の取得に伴う不動産取得税（府税）が落札者に課税されます。
- (5) 売買物件にかかわる調査（土壌調査等）は行っておりません。
- (6) 開発などに当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）又は条例などの法令による規制がある場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。
- (7) 綾部市は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、草刈などの負担及び調整は行いません。
- (8) 綾部市は、越境物があった場合について関与しませんので、落札者において処理してください。（契約後に判明した場合も同様です。）

◆問合せ先

綾部市役所 監理課 管財担当

電 話 0773-42-4278

メール kanri@city.ayabe.lg.jp

(様式1)

入 札 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

綾部市長 様

私は、「一般競争入札参加要領」を承諾の上、入札参加申込みをします。

申 込 者 住 所

ふりがな

氏 名

㊞

注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

電話番号

1 入札物件 (土地)

所在地	地目	実測地積	用途地域	予定価格
綾部市井倉新町南大橋12番2、12番8	宅地	208.91㎡	準工業地域	10,821,000円

2 購入後の利用計画

3 添付書類

ア 印鑑登録証明書 ※法人の場合は印鑑証明書

イ 住民票 ※法人の場合は商業・法人登記事項全部証明書

ウ 誓約書 (様式2)

エ 綾部市税納税証明書 ※綾部市に納税義務のある方のみ

※各種証明書は申込み時において1か月以内に発行されたものに限りです。

受付印

※この欄は記入しないでください。

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

綾部市長 様

住 所

氏 名

印

注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

私は、綾部市が実施する公有財産売却に係る入札参加に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、この「一般競争入札参加要領」及び貴庁における入札、契約などに係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者に該当しません。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者に該当しません。
- 3 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号及び第4号の規定に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 入札物件を購入したときは、これを上記3又は4に該当する者に譲渡又は貸与しません。
- 6 次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴庁に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 綾部市の公有財産売却に係る「入札公告」、「一般競争入札参加要領」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

(様式3)

入 札 書

「一般競争入札参加要領」を承諾の上、入札いたします。

入札 金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額の頭に「¥」を付してください。
 ※金額はアラビア数字を使用してください。

入札物件（土地）

所在地	地目	実測地積	用途地域	予定価格
綾部市井倉新町南大橋12番2、12番8	宅地	208.91㎡	準工業地域	10,821,000円

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

㊞

注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。
 注) 代理人が入札する場合は、委任状の受任者の住所・氏名を記入してください。
 注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。ただし、代理人が入札する場合、
 委任状の受任者印を押印してください。

(様式4)

委 任 状

綾 部 市 長 様

私は_____をもって代理人と定め、下記物件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

所在地	地目	実測地積	用途地域	予定価格
綾部市井倉新町南大橋12番2、12番8	宅地	208.91㎡	準工業地域	10,821,000円

委任期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

おって本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとします。

令和 年 月 日

委 任 者 住 所

氏 名 ⑩

注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

受 任 者 住 所

氏 名 ⑩

売 買 契 約 書 (案)

土地の売買について、綾部市（以下「売主」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「買主」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売主は、その所有する次に掲げる物件（土地）を買主に売り渡し、買主はこれを買受ける。

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積(㎡)
綾部市井倉新町南大橋	1 2 番 2	宅 地	1 1 7 . 3 7 ㎡	1 1 7 . 3 7 ㎡
綾部市井倉新町南大橋	1 2 番 8	宅 地	9 1 . 5 4 ㎡	9 1 . 5 4 ㎡

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 落札価格 円とする。

（契約保証金）

第4条 買主は、この契約締結と同時に契約保証金として、金（落札価格の10/100以上）円を売主に納付しなければならない。

2 契約保証金は、次条第2項に定める遅延利息及び第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。また、契約保証金には、利息は付さないものとする。

3 売主は、買主が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 売主は、買主が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を市に帰属させるものとする。

（売買代金の納付及び遅延利息）

第5条 買主は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた、金（落札価格から契約保証金を差し引いた額）円を売主の発行する納入通知書により納付期限までに納付しなければならない。

2 買主が前項に規定する納付期限までに売買代金を支払わないときは、売主は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、買主が売買代金（前条第2項の規定による遅延利息を含む。）の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、買主の請求により売主が嘱託する。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、買主の負担とする。

（危険負担）

第8条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、売主の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、買主が負担するものとする。

（契約不適合責任）

第9条 買主は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」

という。) であるときは、引渡しの日から2年以内に売主に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売主又は買主は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、売主は修補責任を負わない。
 - (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができる。
 - (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
 - (5) 本条の契約不適合により、買主が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - (6) 本条の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、買主は、売主に対して、代金減額を請求することはできない。
- 3 買主が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売主は本条の責任を負わない。

(用途制限)

第10条 買主は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 買主は、売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

3 買主は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

4 買主は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前4項に規定する義務を書面によって承継させなければならないが、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

5 買主は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して第1項から第4項までに規定する義務に違反する使用をさせてはならない。

(実地調査)

第11条 売主は、前条に定める用途制限の履行状況を確認するため、売主が必要と認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、買主は、正当な理由なくその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 買主は、第10条及び前条に定める義務に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として売主に支払わなくてはならない。

2 前項の違約金は違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第13条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、前条の規定にかかわらず、この契約を解除することができる。

2 売主は、買主が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をい

う。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 売主は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合、買主に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

4 買主は、売主が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、売主に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復及び返還金等)

第14条 買主は、売主が前条の規定により解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。

3 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を買主に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、買主が支出した一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第15条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第12条の規定とは別にその損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 売主は、第14条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第12条に定める違約金又はこの契約に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の一部又は全部と相殺する。

(契約費用の負担)

第17条 この契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(法令等規制の遵守)

第18条 買主は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、売主買主協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売主買主両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

公 告

令和 年 月 日

売主 住 所 京都府綾部市若竹町8番地の1
氏 名 綾部市長 山 崎 善 也 ㊟

買主 住 所
氏 名 ㊟

物 件 調 書

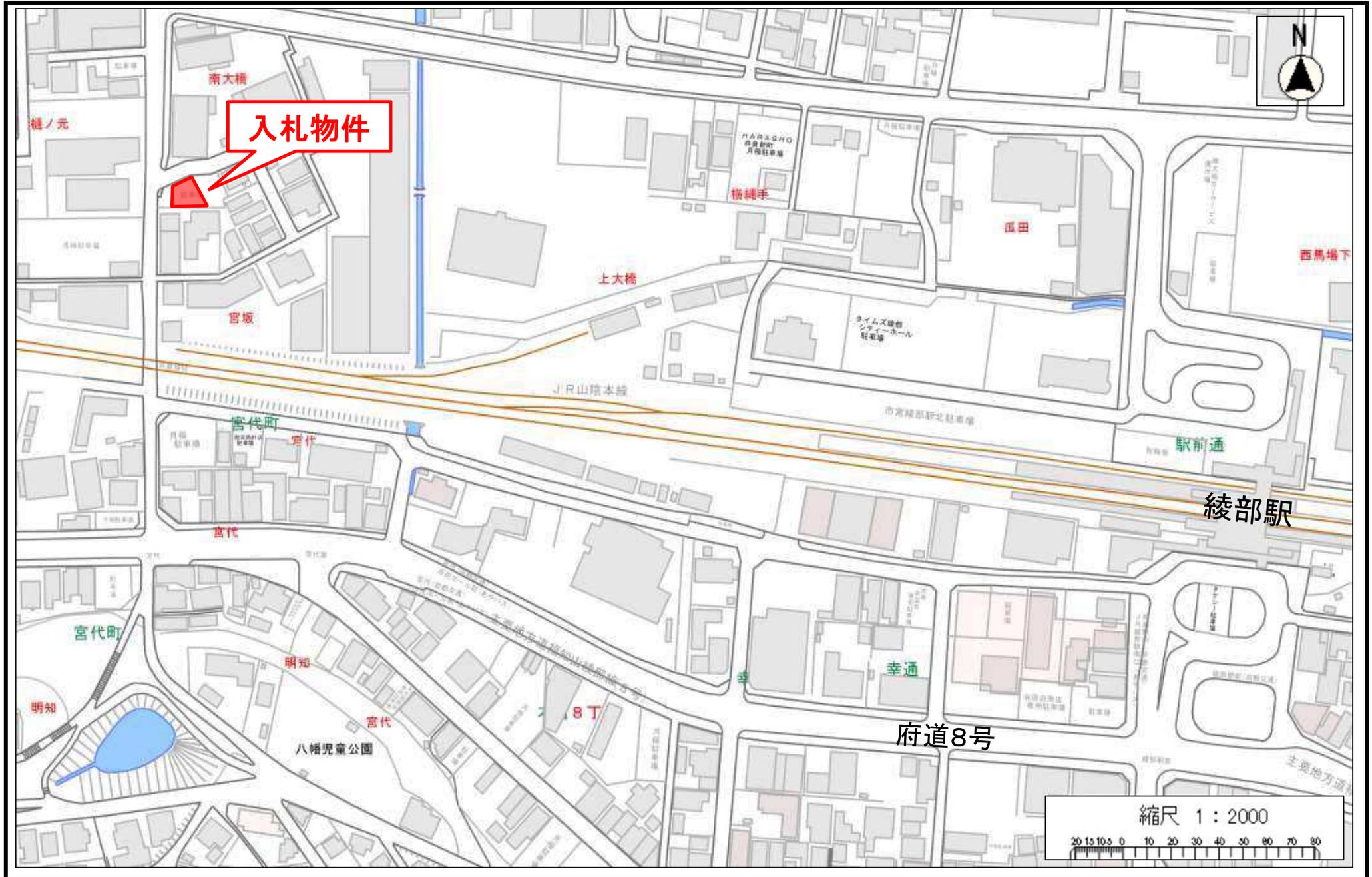
		最低売却価格		10,821,000円	
所在地		地目	登記面積	実測面積	
綾部市井倉新町南大橋12番2		宅地	117.37㎡	117.37㎡	
綾部市井倉新町南大橋12番8		宅地	91.54㎡	91.54㎡	
接面道路の状況		西:市道宮代豊里線(拡幅予定) 拡幅後幅員約11.0m、拡幅後間口約12.0m 北:建築基準法第42条1項5号道路(位置指定道路) 幅員約5m、間口約10.5m			
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域			
	用途地域	準工業地域			
	地域地区	—			
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他	建築基準法第22条区域			
施設整備状況	施設	事業者	配管等の状況		備考
	電気	小売電気事業者	—		
	上水道	綾部市上水道課	西側市道配管 内径100mm 北側道路配管 内径75mm		
	下水道	綾部市下水道課	西側市道配管 内径200mm 北側道路配管 内径200mm		
	ガス	LPガス取扱業者	—		
交通機関	あやべ市民バス(あやバス)「市民ホール前」から約250m JR山陰本線「綾部駅」から約550m				
※特記事項					
<p>1 本物件は現在駐車場用地として貸付けしていますが、落札が決定した時点で賃貸借契約を解除します。</p> <p>2 本物件の境界は確定されています。 (12番2については令和3年2月5日、12番8については平成16年8月2日に地積更正登記済み)</p> <p>3 法令による土地利用制限等について、あらかじめ関係機関にご確認ください。</p> <p>4 上水道の利用に当たっては、綾部市上水道課(0773-42-1815)にお問合せください。</p> <p>5 下水道の利用に当たっては、綾部市下水道課(0773-42-4296)にお問合せください。</p> <p>6 地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は行っていません。</p>					

注)この調書は、土地購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。

注)申し込まれる前に必ず現地をご確認ください。

注)この調書が現況と相違している場合は、現況が優先します。

付近見取図



航空写真



現況写真



綾部市公告第 6 9 号

綾部市営住宅の入居者を次のとおり公募します。

令和 4 年 8 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 募集内容（市営住宅入居者募集）

募集団地一覧に掲載した住宅に入居していただくものです。

2 募集団地一覧

（2LDKは世帯用）

団地名 (建設年)	所在地	構造	間取り	募集戸数	家賃月額(円)
F M - IV (新築)	広小路 二丁目	軽量鉄骨造	1LDK 1階、2階	3戸	17,900~
			2LDK 1階、2階	4戸	23,000~
GR-VI大島町 (平成28年)	大島町	軽量鉄骨造	2LDK 2階	1戸	20,400~
レ・フルール (平成30年)	味方町	軽量鉄骨造	1LDK 2階	1戸	15,900~

※今回の募集団地は、民間の借上型市営住宅です。以下の要件を含みます。

- ①入居期間は最長20年間となります。（新築以外は残年数。例：GR-VIは残り14年）
- ②家賃の他に、共益費として毎月6,000円が必要です。
- ③駐車場を希望される場合、別途契約が必要です。【1台につき毎月3,000円（税別）の予定。GR-VI大島町は5,000円（税別）、レ・フルールは3,000円（税別）】
 - ・公共料金（電気・ガス・水道等）は自己負担となります。
 - ・ペット等の飼育はできません。
 - ・家賃月額は、入居者の収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて、毎年度算定します。

3 申込用紙配布期間

令和4年8月1日（月）から8月31日（水）まで ※土・日・祝日を除く

4 申込受付期間

令和4年8月22日（月）から8月31日（水）まで ※土・日曜日を除く
午前9時～正午、午後1時～午後5時まで（25日（木）は午後7時まで）

5 申込受付及び問い合わせ先

綾部市建設部建築課住宅・空家等対策担当 4 2 - 3 2 8 0 (内線 3 3 3)
4 2 - 4 2 8 4 (直通電話)

6 申込資格

次の条件すべてに該当する方でなければ、申込資格はありません。

- (1) 現に住宅に困窮している方。
- (2) 市内に住所若しくは勤務先を有する方又は新たに市内に居住することが必要な方。
- (3) 申込人と入居しようとする方が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある方又は、婚約者を含む。）であること。
- (4) 申込人及び入居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (5) 申込人及び入居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。
- (6) 申込人及び入居しようとする親族の収入月額が、158,000円以下（裁量階層に該当する世帯は214,000円以下）であること。

※ 申込人及び入居しようとする親族の年間所得金額から、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に応じた控除額を控除し、12カ月で除したものが収入月額となります。詳しくは、6～7ページの「収入月額の算定方法」参照

※ 裁量階層とは、9ページの「裁量階層について」に掲げる要件に該当する世帯のことです。

(その他)

- ・家族を不自然に分割した申込みは認めません。
- ・申込後において、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認めません。

7 申込方法

次の書類を申込受付期間内に市役所建築課へ提出してください。なお、郵送での受付はできません。

①綾部市営住宅入居申込書（様式第4号）

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

②世帯全員の住民票（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人の世帯全員の住民票（世帯主名と続柄が表示されたもの）

※ 内縁の配偶者については、住民票の続柄が未届の夫又は未届の妻であることが必要です（「同居人」は不可）。

③令和4年度課税証明書等（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の令和4年度課税証明書等（次項参照）

(1) 給与所得の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和3年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	・令和4年度課税証明書
令和3年1月2日以降に就職し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和4年度課税証明書
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	・給与支払証明書（別紙） ※両方提出してください。

(2) 事業収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和3年1月1日以前から引き続き営業している方	令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	・令和4年度課税証明書
令和3年1月2日以降に開業し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和4年度課税証明書
開業してから1年未満の方	開業した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	・営業実績証明書（別紙） ※両方提出してください。

(3) 年金収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和3年1月1日以前から引き続き年金を受給している方	令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	・令和4年度課税証明書
令和3年1月2日以降に年金を受給されている方	直近の年金月額×12カ月	・令和4年度課税証明書 ・年金振込通知書（はがき）又は年金証書の写し ※両方提出してください。

(4) 収入のない方

次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

- ・雇用保険受給資格者証または離職票
- ・退職証明書

④市税の完納証明書（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の完納証明書

⑤調査票

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

⑥その他の必要な書類

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方は提示してください。
- (2) 単身で申込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。
- (3) 扶養控除関係に変更のあった方
令和4年1月1日以降に控除関係の変更のあった方は、変更のあったこと
の分かる書類（国民健康保険以外の健康保険証など）を提示してください。
- (4) 立ち退き要求により申込みをされる方
家主の立ち退き要求書を提出してください。
※家主の記名押印、日付、立ち退き要求の理由、期日などを記入。
- (5) 婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約
証明書を提出してください。
- (6) 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を提出してください。

【提出書類の注意事項】

申込人の同一世帯以外の方が、住民票・課税証明書・完納証明書の発行を申請される場合は、申込人の委任状が必要となります。（親子であっても世帯が違う場合は申込人の委任状が必要。）また、住民票については、本人が申請する場合でも、本人確認の書類（運転免許証等）が必要となります。※委任状は市民・国保課にあります。（任意で作成も可）

提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、その他必要に応じて、別途に書類を提示又は提出していただく場合があります。

8 入居者の決定

書類審査後、入居者選考委員会の審査及び抽選（入居資格者が募集戸数を超えた場合）を行い、入居者を決定します（必要があれば申込人の自宅に訪問する等の実情調査を行います）。

9 抽選会（入居資格者が募集戸数を超えた場合）

令和4年10月中旬予定

10 入居可能日

令和4年12月1日（木）予定

GR-VI大島町、レ・フルールは令和4年11月1日（火）

11 住宅困窮基準

【抜粋】綾部市営住宅設置及び管理条例第8条

(入居者の選考)

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、綾部市営住宅入居者選考委員会の意見を聞いて、入居者を選考する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者

収 入 月 額 の 算 定 方 法

【収入月額の求め方】

$$\frac{\text{年間所得金額} - (38\text{万円} \times \text{同居・別居扶養親族等の数}) - \text{該当控除額}}{12}$$

【年間所得金額の求め方】

① 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額
551,000円未満	0円
551,000円以上～1,619,000円未満	年間収入金額－550,000円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.6+100,000円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.7－80,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8－440,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間収入金額×0.9－1,100,000円

※端数整理後の年間収入金額

年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て4,000を乗ずる。

【例】年間収入金額2,859,999円の年間所得金額

$$2,859,999\text{円} \div 4,000 = 714.999\cdots \text{ (小数点以下切捨て)}$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000\text{円} \leftarrow \text{端数整理後の年間収入金額}$$

$$2,856,000\text{円} \times 0.7 - 180,000\text{円} = \underline{\underline{1,819,200\text{円}}}$$

なお、令和3年1月2日以降に勤務された方は「給与支払証明書」を勤務先の会社印押印の上、提出してください。また、退職された方は、元の勤務先が発行した退職証明書等、退職を証明できるものを提出してください。

〔就職後1年未満の方の年間総収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金}$$

② 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額です。

なお、令和3年1月2日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してください。

[開業後1年未満の方の年間収入金額算出方法]

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$$

③ 年金所得者の場合

次表により「年間年金収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の年齢	年間年金収入金額 (A)	年間年金所得金額
65歳未満	600,000円以下	0円
	600,000円を超え1,300,000円以下	(A) - 600,000円
	1,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円
65歳以上	1,100,000円以下	0円
	1,100,000円を超え3,300,000円以下	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円

※申込人の年間所得金額は、入居しようとする親族の所得も含まれます。

【例】申込人の同居親族が妻と子1人の場合

申込人（世帯主）の年間所得金額 = 1,600,000円

同居親族（妻）の年間所得金額 = 800,000円

同居親族（子）の年間所得金額 = 0円

申込人の年間所得金額（合算） : 1,600,000円 + 800,000円 = 2,400,000円

基 準 早 見 表

年間収入金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間収入金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申 込 者	158,000円 以 下	0円 ～ 2,967,999円	0円 ～ 3,511,999円	0円 ～ 3,995,999円	0円 ～ 4,471,999円	0円 ～ 4,947,999円	0円 ～ 5,423,999円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 3,887,999円	0円 ～ 4,363,999円	0円 ～ 4,835,999円	0円 ～ 5,311,999円	0円 ～ 5,787,999円	0円 ～ 6,263,999円

年間所得金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間所得金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申 込 者	158,000円 以 下	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 3,796,000円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 2,568,000円	0円 ～ 2,948,000円	0円 ～ 3,328,000円	0円 ～ 3,708,000円	0円 ～ 4,088,000円	0円 ～ 4,468,000円

申込人及び入居しようとする親族の年間収入金額及び年間所得金額が、上記早見表の金額以下であれば入居の申込みができます。

なお、上記早見表は、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる親族控除のみ反映されています。（その他障害者等の控除は反映されていません。）

裁 量 階 層 に つ い て

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、入居申込みが可能な月額所得の範囲が214,000円以下となります。（※一般世帯は158,000円以下）

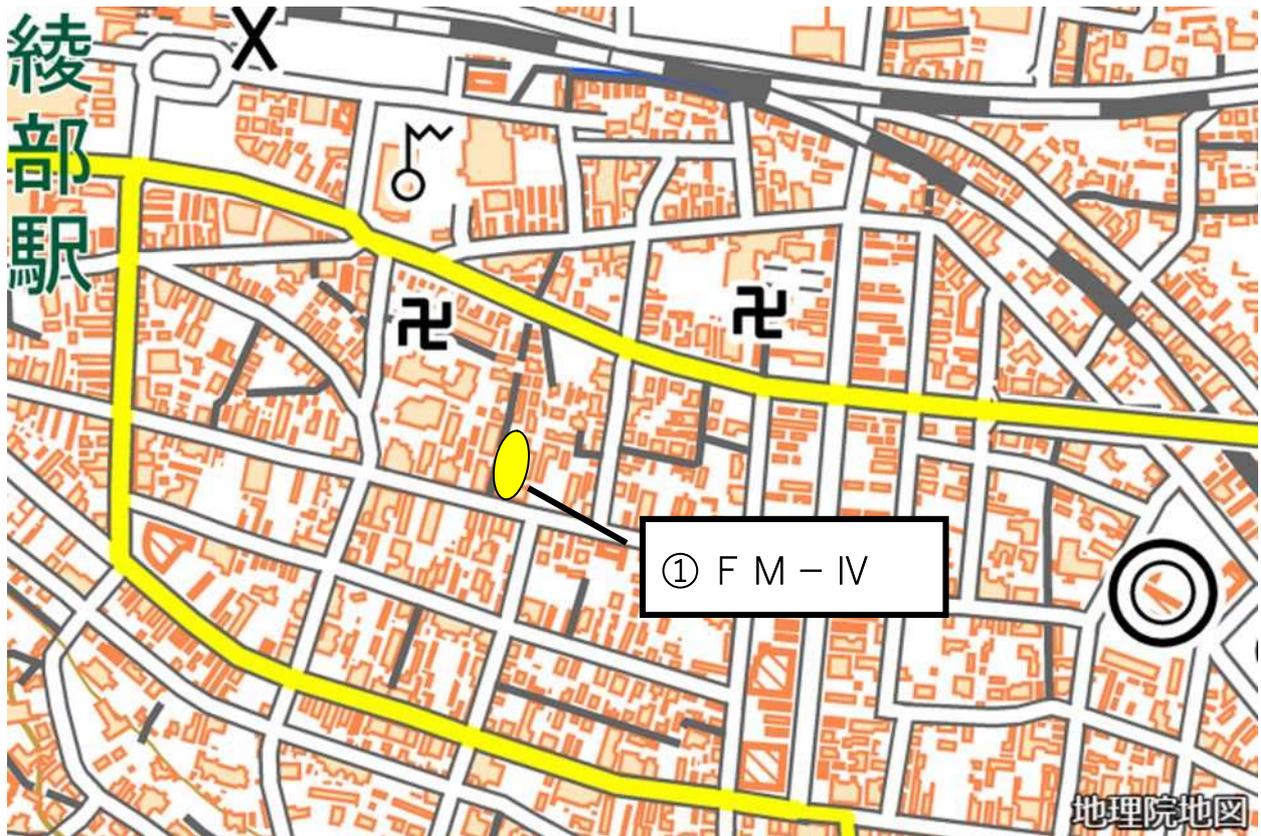
世帯区分	要件	必要書類
障 害 者	イ 申込人又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込人又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	申込人が60歳以上の方であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込人又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込人又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引 揚 者	申込人又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	申込人又は同居親族が平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたことを証明する療養所長の証明書
中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯	世帯全員の住民票
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満であり、かつ、婚姻後1年未満の方がいる場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等

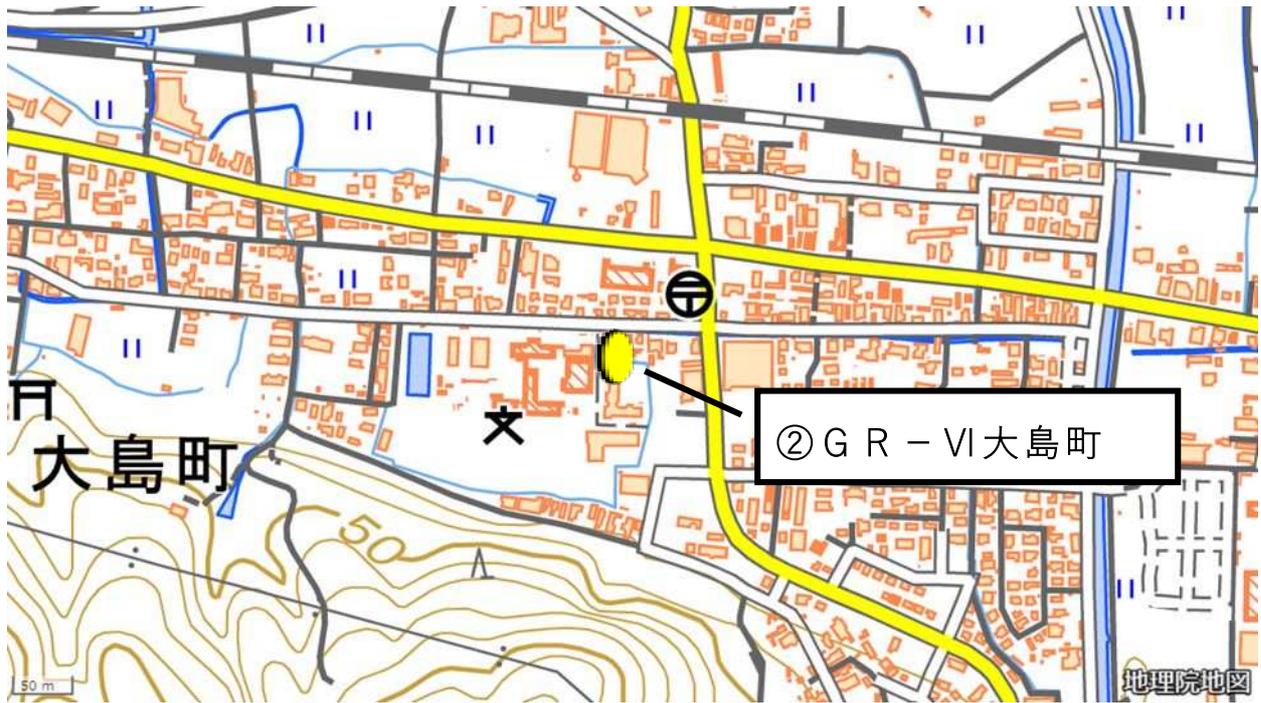
控 除 の 種 類 及 び 控 除 額 一 覧

種 類	要 件	控除額（年額）
親 族 控 除	<ul style="list-style-type: none"> ・入居しようとする親族（申込人を除く） ・別居の扶養親族 	1人につき38万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方 	1人につき10万円
16歳以上23歳未満 の扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方 	1人につき25万円
障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 	1人につき27万円
特 別 障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ・心身喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方 	1人につき40万円
寡 婦	<p>年間総所得が500万円以下のうち、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方 <p>※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと</p>	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
ひ と り 親	<p>婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が500万円以下の方</p> <p>※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと</p>	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	<p>申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者</p> <p>※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額</p>	1人につきその人の所得から最高10万円 （※所得が10万円未満の場合は、その所得金額）

募集团地位置図

- ① FM-Ⅳ（広小路二丁目）
- ② GR-Ⅵ大島町（大島町）
- ③ レ・フルール（味方町）

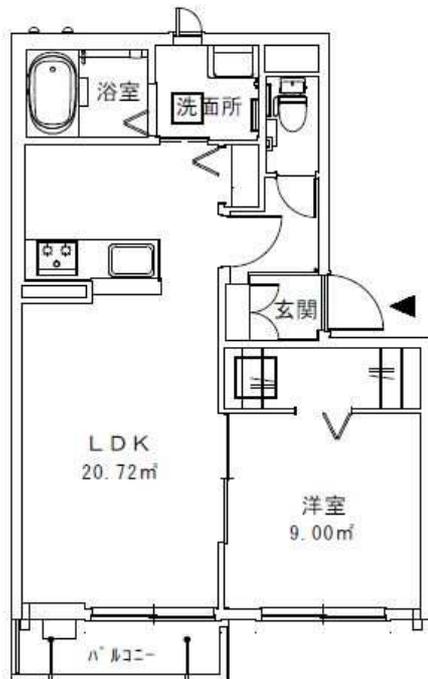




募集团地間取図

募集团地間取図

F M-IV (広小路二丁目)



1LDK平面図

※代表的な参考図ですので、多少異なる場合があります。

募集団地間取図

FM-IV (広小路二丁目)

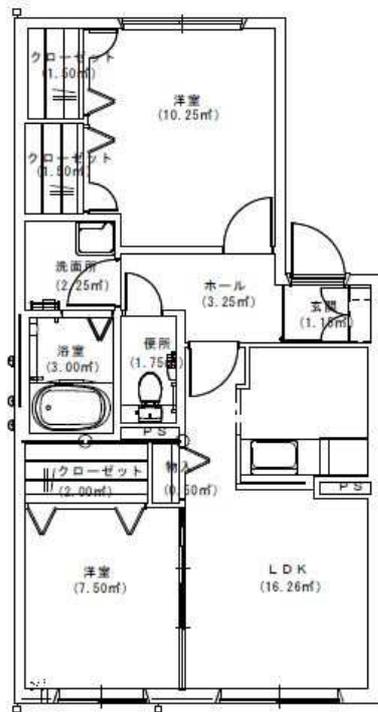


2LDK平面図

※代表的な参考図ですので、多少異なる場合があります。

募集団地間取図

GR-VI大島町（大島町）



2LDK平面図

※代表的な参考図ですので、多少異なる場合があります

募 集 団 地 間 取 図

レ・フルール（味方町）



1LDK 平面図

※代表的な参考図ですので、多少異なる場合があります。

綾部市公告第70号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第1号に基づく指定業者を次により公表します。

令和4年8月1日

綾部市長 山崎善也

1 新たに指定する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	指 定 日
株式会社門野組	門野 繁	福知山市字下天津633番地の1	令和4年8月1日

指定申請内容

指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地	技術者数
224	株式会社門野組	門野 繁	福知山市字下天津633番地の1	2

綾部市公告第71号

綾部市功労者表彰条例（平成30年綾部市条例第1号）に基づき、令和4年8月1日に令和4年度綾部市功労者表彰を受けた者の氏名及び表彰事由は、次のとおりです。

令和4年8月1日

綾部市長 山崎善也

氏 名	表 彰 の 事 由
足立雅和	<p>平成24年4月に綾部市教育委員会教育長に就任され、令和3年3月まで9年の長きにわたり、本市の教育の発展に尽力されました。</p> <p>行政職員として長年培われた豊富な経験と卓越した指導力により、本市における教育行政の推進及び学力の向上、並びに地方自治の進展に寄与された功績は誠に顕著であります。</p>
高野俊道	<p>平成14年1月、地域住民から推されて綾部市議会議員に就任以来、平成18年8月までの間、市議会議員を務められ、住宅・工業団地対策特別委員会委員長、文教厚生委員会委員長を歴任し、議会の円滑な運営に尽力するとともに、住民の代弁者として地方自治の進展に寄与されました。</p> <p>また、平成21年7月から令和4年5月までの長きにわたり、綾部市選挙管理委員会委員を務められるとともに、平成30年12月から退任されるまでの間、委員長として委員会の円滑な運営に努め、選挙の適正な管理執行に尽力された功績は誠に顕著であります。</p>

綾部市教育委員会告示第11号

綾部市給食費高騰対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月4日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市給食費高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における物価高騰の影響による綾部市立小・中学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）の給食費の増額に対する保護者負担の軽減のため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、コロナ禍における物価高騰の影響により給食費の保護者負担が増額となった学校等の学校給食費等会計の代表者（以下「代表者」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、学校等の給食会計において令和3年4月1日の給食費保護者負担額を基準として、物価高騰の影響により増額となった令和4年4月1日以降の給食費保護者負担額との差額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする代表者は、綾部市給食費高騰対策補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて綾部市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 委員会は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、綾部市給食費高騰対策補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、代表者に通知するものとする。

(変更申請等)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた代表者は、第4条の規定による申請の内容を変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、速やかに綾部市給食費高騰対策補助金変更承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了報告)

第7条 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた代表者は、当該年度の学校給食の終了した日から起算して5日以内に綾部市給食費高騰対策補助金実績報告書（様式第

4号)に必要な書類を添えて委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 委員会は、前条の規定により綾部市給食費高騰対策補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するものとする。

2 委員会は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、綾部市給食費高騰対策補助金確定通知書(様式第5号)により、代表者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 委員会は、前条第1項の規定により補助金の額を確定したときは、代表者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払い)

第10条 委員会は、特に必要と認めるときは、交付決定額の8割以内において、一括又は分割して補助金の概算交付をすることができる。

2 補助金の概算交付を受けようとする代表者は、綾部市給食費高騰対策補助金概算交付申請書(様式第6号)を委員会に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 委員会は、補助金の交付を受けた代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月4日から施行し、同年4月1日以降に発生した給食費に係る申請から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

綾部市教育委員会教育長 様

申請者（学校名及び代表者名）

所在地

名 称

氏 名

綾部市給食費高騰対策補助金交付申請書

綾部市給食費高騰対策補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

（1）教育委員会が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市教育委員会
教育長



綾部市給食費高騰対策補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった綾部市給食費高騰対策費補助金につきまして下記のとおり決定しましたので、綾部市給食費高騰対策補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は綾部市教育委員会となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

綾部市教育委員会教育長 様

申請者（学校名及び代表者名）

所在地

名 称

氏 名

綾部市給食費高騰対策補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった綾部市給食費高騰対策補助金について下記のとおり変更したいので、綾部市給食費高騰対策補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 補助金変更交付申請額 変更前 円
変更後 円
- 2 添付書類
(1) 教育委員会が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

綾部市教育委員会教育長 様

申請者（学校名及び代表者名）

所在地

名 称

氏 名

綾部市給食費高騰対策補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった綾部市給食費高騰
対策補助金 円の交付（補助金 円のうち 円概算交付済）を
受けたので、下記のとおり綾部市給食費高騰対策補助金交付要綱第7条の規定に基づき、
関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 精算交付申請金額 円

2 添付書類

（1）教育委員会が必要と認める書類

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市教育委員会
教育長



綾部市給食費高騰対策補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました綾部市給食費高騰対策費補助金につきましては、次のとおり確定しましたので、綾部市給食費高騰対策補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき通知します。

記

補助金の額 円

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

綾部市教育委員会教育長 様

申請者（学校名及び代表者名）

所在地

名 称

氏 名

綾部市給食費高騰対策補助金概算交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金について、概算交付を受けたいので、綾部市給食費高騰対策補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 概算交付申請額 円
(交付決定額の8割以内)

概算交付を必要とする理由

綾部市教育委員会告示第12号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和4年度第4回（7月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和4年7月22日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和4年7月25日（月）13時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・ 議第19号 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の改正について

綾部市教育委員会教育長訓令甲第3号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年8月1日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の
服務に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年綾部市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表の6の表（14）の項を削り、（15）の項を（14）の項とする。

附 則

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

綾部市選挙管理委員会告示第75号

令和4年8月28日執行予定の綾部市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のように定める。

令和4年7月14日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
令和4年8月20日
ただし、年齢については令和4年8月28日
- 2 登録を行う日
令和4年8月20日
- 3 縦覧に供する期間
令和4年8月21日